○厚生労働省令第三十一号

国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（昭和三十四年政令第四十一号）第四条第二項の規定に基づき、国民健康保険の調整交付金の交付額の算定に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年三月二十八日　厚生労働大臣　田村　憲久

国民健康保険の調整交付金の交付額の算定に関する省令の一部を改正する省令

国民健康保険の調整交付金の交付額の算定に関する省令（昭和三十八年厚生省令第十号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項第一号イ中「四万九千三百二十九円三十九銭」を「四万七千九百六円三十五銭」に、「0.4120」を「0.3960」に、「15円46銭」を「671円87銭」に改め、同号ロ中「〇・〇九五八三七」を「0.000000745」に、「0.000000731」を「0.008140」に改め、同項第二号イ中「一万三百五十九円二十四銭」を「一万四百六十七円四十四銭」に改め、同号ロ中「〇・〇二一六一三三一八〇」を「〇・〇二一六一三三一八〇」に改め、同項第三号イ中「一万二千七百六十七円六銭」を「一万三千八百十二円二十三銭」に改め、同号ロ中「〇・〇一八一二六二四七九八〇」を「〇・〇二〇九九〇九六六五〇」に改め、同条第三項中「一万三百五十九円二十四銭」を「一万四百六十七円四十四銭」に、「〇・〇二一六一三三一八〇」を「〇・〇二一三二一一九八三二八二」に、「10.359円24銭」を「10.467円44銭」に、「0.021613633180」を「0.022211983282」に改め、同条第四項中「一万二千七百六十七円六銭」を「一万三千八百十二円二十三銭」に、「〇・〇一八一二六二四七九八〇」を「〇・〇二〇九九〇九六六五〇」に、「12.767円６銭」を「13.812円23銭」に、「0.018126247980」を「0.020990966650」に改める。

附則第四条の二（見出しを含む。）中「平成二十四年度」を「平成二十五年度」に改める。

附則第五条の見出し中「平成十九年度から平成二十四年度までの」を削り、同条中「平成十九年度から平成二十四年度までの」を「当分の間」に、「附則第八条」を「附則第七条」に改める。

附則第六条の見出し中「平成二十四年度」を「平成二十五年度」に改め、同条中「平成二十四年度」を「平成二十五年度」に、「四万九千三百二十九円三十九銭」を「四万七千九百六円三十五銭」に、「四万九千七百七十二円七十六銭」を「四万八千二百九十七円二十六銭」に、「0.4120」を「0.3960」に、「0.4086」を「0.3973」に、「15円46銭」を「671円87銭」に、「865円79銭」を「907円71銭」に、「〇・〇九七三一二」を「〇・〇九五八三七」に、「〇・〇九九〇三」を「〇・〇九六三一〇」に、「0.0000000745」を「0.0000000731」に、「0.0000000772」を「0.0000000746」に、「0.008140」を「0.008644」に、「0.007499」を「0.007328」に、「一万二百五十九円二十四銭」を「一万四百六十七円四十四銭」に、「一万三百六十円九十銭」を「一万一千五百二十一円九十二銭」に、「〇・〇二一九八三二八二」を「〇・〇二一六一三六三三一八〇」に、「〇・〇二一五九六八七七」を「〇・〇二一五三六四六四九〇八五」に、「10.359円24銭」を「10.467円44銭」に、「10.360円90銭」を「11.521円92銭」に、「0.021613633180」を「0.023211983282」に、「0.021482596877」を「0.023646494085」に、「一万二千七百六十七円六銭」を「一万三千八百十二円二十三銭」に、「一万二千八百七十六円十九銭」を「一万三千六百二十一円八十一銭」に、「〇・〇一八一二六二四七九八〇」を「〇・〇二〇九九〇九六六五〇」に、「〇・〇一八一八二六七〇七〇一」を「〇・〇二一〇七八三三〇五四七」に、「12.767円６銭」を「13.812円23銭」に、「12.876円19銭」を「13.621円81銭」に、「0.018126247980」を「0.020990966650」に改める。

附則第八条を削る。

附　則

この省令は、公布の日から施行し、平成二十五年度分の調整交付金から適用する。

○厚生労働省令第三十二号

労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）第二十九条第二項の規定に基づき、労働者災害補償保険法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年三月二十八日　厚生労働大臣　田村　憲久

労働者災害補償保険法施行規則の一部を改正する省令

労働者災害補償保険法施行規則（昭和三十年労働省令第二十二号）の一部を次のように改正する。

第二十八条第一号中「都道府県労働局長」の下に「（ロに規定する計画にロ(3)(iv)に掲げる措置が記載されている場合には、厚生労働大臣。）」を加え、同号ロ(3)(iii)中「措置」の下に「（(iv)に掲げる措置を除く。）」を加え、同号ロ(3)に次のように加える。

(iv)　情報通信技術を活用した勤務（一週間について一日以上在宅で勤務を行うものに限る。）を可能とする措置

附　則

この省令は、平成二十六年四月一日から施行する。

○厚生労働省令第三十三号

国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）第十三条第一項、第二項、第五項及び第七項の規定に基づき、厚生労働省関係国家戦略特別区域法施行規則を次のように定める。

平成二十六年三月二十八日　厚生労働大臣　田村　憲久

厚生労働省関係国家戦略特別区域法施行規則

（特定認定の申請）

第一条　国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号。以下「法」という。）第十三条第一項の規定により特定認定を受けようとする者は、あらかじめ、同条第二項に規定する申請書及び添付書類を、その行おうとする事業の用に供する施設であって賃貸借契約及びこれに付随する契約に基づき使用させるもの（以下単に「施設」という。）の所在地を管轄する都道府県知事（その所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合にあっては、当該保健所を設置する市の市長又は特別区の区長。以下同じ。）に提出しなければならない。

（申請書の添付書類）

第二条　法第十三条第二項の厚生労働省令で定める添付書類は、次のとおりとする。

一　申請者が法人である場合には、定款又は寄附行為及び登記事項証明書

二　申請者が個人である場合には、住民票の写し

三　賃貸借契約及びこれに付随する契約に係る約款

四　施設の構造設備を明らかにする図面

（申請書の記載事項）

第三条　法第十三条第二項第三号の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一　施設の名称及び所在地

二　施設の構造設備の概要

三　施設の各居室の床面積

四　施設の各居室の設備及び器具の状況

五　施設内の清潔保持の方法

六　提供する外国人旅客の滞在に必要な役務の内容及び当該役務を提供するための体制

七　特定認定を受けようとする者の電話番号その他の連絡先

八　施設のホームページアドレス

（変更の認定の申請）

第四条　法第十三条第五項の変更の認定を受けようとする認定事業者は、あらかじめ、次に掲げる事項を記載した申請書を施設の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。この場合において、当該変更が第二条各号に掲げる書類の変更を伴うときは、当該変更後の書類を添付しなければならない。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二　特定認定の年月日

三　変更の内容

四　変更の理由

五　変更しようとする年月日